

# HOKKAIDO LOVE!割「秋冬キャンペーン」

## 一般利用者向けQ&A

2023/9/29 ver.1

要綱や取り扱いマニュアル等は今後、改訂される場合がありますので、お手数ですが、各手続きの前に最新版であるかご確認いただきますようお願いいたします。

## 【目次】

1. 事業全般について……………	1
2. 利用条件・利用方法について……………	4
3. 補助金について……………	6
4. 対象の旅行、キャンセルについて……………	9
改訂履歴……………	11

## 【事業全般について】

### （Q.1）HOKKAIDO LOVE!割「秋冬キャンペーン」とは、なんですか？

（A）HOKKAIDO LOVE!割「秋冬キャンペーン」（以降、「秋冬キャンペーン」という）は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、閑散期の旅行需要喚起策として北海道が実施する旅行割引制度です。

### （Q.2）対象の旅行商品は何ですか？

（A）補助の対象となる旅行商品は以下となります。すべての旅行商品が適用になるわけではありませんので、ご注意ください。

①対象の旅行事業者が販売する、北海道内の宿泊単品旅行商品（以下、①とする）

②対象の旅行事業者が販売する、北海道内の貸切バスを利用した募集型企画旅行商品（以下、②とする）

※②は、宿泊旅行と日帰り旅行が対象となります。

### （Q.3）対象の事業者はどこですか？

（A）北海道が定める旅行事業者です。対象の旅行事業者は、HP 内の「対象旅行事業者は？」にて公開しておりますので、ご確認ください。対象の旅行事業者以外で予約した旅行商品は、補助の対象外となりますので、ご注意ください。

### （Q.4）宿泊施設に直接申し込んだ予約でも補助の対象になりますか？

（A）本事業では、宿泊施設に直接予約する旅行商品は補助の対象外となります。対象の旅行事業者で予約した旅行商品のみが補助の対象となりますので、ご注意ください。

### （Q.5）いつまでの旅行が対象ですか？

（A）①令和5年10月20日（金）～11月29日（水）（11月30日（木）チェックアウト分まで）

②令和5年10月20日（金）～12月14日（木）（12月15日（金）チェックアウト分まで）

※令和5年10月10日（火）10時以降、事業者の準備ができ次第販売開始となります。

※日帰り旅行商品については、令和5年12月14日（木）利用分までが対象となります。

※ただし、予算に達した場合、上記期間に関わらず順次新規予約が停止となりますので、必ず予約前に事業者に適用可否を確認してください。

### （Q.6）販売開始日はいつですか。また、販売開始前に予約した旅行商品は、「秋冬キャンペーン」の利用ができますか？

（A）10月10日（火）10時販売開始となります。販売開始前に予約した旅行商品については、「秋冬キャンペーン」の対象外となります。

**(Q.7) ①の旅行商品に関して、飛行機・JR・フェリーなど交通付き商品は対象ですか？**

(A) 補助の対象外となります。対象となる旅行商品は、宿泊単品旅行商品です。各事業者の対象プランは、事業者  
者に直接お問い合わせください。

**(Q.8) ②の旅行商品に関して、募集型企画旅行商品とはなんですか？**

(A) 募集型企画旅行商品とは、あらかじめ日程や旅行内容が決まっており、WEB やパンフレットなどで販売されてい  
る旅行商品のことです。旅行者ご自身で日程や旅行内容を考え、旅行業者に依頼をする旅行は補助の対  
象外となりますので、ご注意ください。各事業者の対象プランは、事業者  
者に直接お問い合わせください。

●募集型企画旅行商品の例：店頭にあるパンフレットから予約する旅行商品

**(Q.9) ②の旅行商品に関して、飛行機など交通付き旅行商品は対象ですか？**

(A) ②の旅行商品は、旅程内に貸切バスの利用がある場合に、補助の対象となります。貸切バスの利用があれば、  
飛行機や JR がつく旅行商品も補助の対象となります。ただし、貸切バスの利用がない場合は、補助の対象外と  
なりますので、ご注意ください。各事業者の対象プランは、事業者  
者に直接お問い合わせください。

**(Q.10) ②の旅行商品に関して、貸切バスとは何ですか？**

(A) 貸切バスとは、道路運送法に規定される一般貸切旅客自動車運送事業の用に供されるバスのことです。  
街中を走っている乗合バスや定期観光バス、ホテルへの無料送迎バスとは異なりますので、ご注意ください。

**(Q.11) ②の旅行商品に関して、他都府県の宿泊を含む旅行商品は補助の対象となりますか？**

(A) 補助の対象外となります。②の旅行商品は、北海道内の宿泊のみを含む場合に対象となります。

●対象外になる例：旅程内で、「青森泊⇒函館泊」の宿泊を含む場合

**(Q.12) 自分で手配した交通や宿泊は補助の対象となりますか？**

(A) 旅行者ご自身で手配した交通や宿泊、旅程内のオプション等に関しては、補助の対象外となります。

また、旅行中に追加で発生する費用についても補助の対象外となりますので、ご注意ください。

●対象外になる例：レンタカーを自分で予約した場合、現地で旅程内に入っていない食事をした場合、ホテル  
での夕食の際に飲み物を追加した場合

**(Q.13) 何泊まで対象ですか？一人あたり利用回数制限はありますか？**

(A) 補助の対象となるのは 7 泊分までです。「秋冬キャンペーン」の利用回数に制限はありませんが、1 旅行当たり  
(連泊か否かを問わず) の補助対象泊数は旅行期間によらず 7 泊分までとします。

※たとえば、チェックアウト当日に再チェックインをした場合は、基本的に連泊とみなされますので、最大 7 泊分ま  
でが補助の対象となります。別々の予約であっても、1 旅行とみなされる場合は 7 泊分までが上限となります。

**(Q.14) 1 旅行の定義は何ですか？**

(A) 1 旅行とは、旅行開始後に一度出発地に戻るまでをいいます。

**(Q.15) 「秋冬キャンペーン」は誰が利用できますか？**

(A) 日本に在住しており、以下の利用条件を満たした方が利用可能です。

○公的な身分証明書の提示による、本人確認及び居住地の確認（原本のみ）

※日本に居住実態がない（一時帰国等）場合は対象外となります。

**(Q.16) 1 名から利用可能ですか？**

(A) 1 名から利用可能です。ただし事業者によっては設定人数が異なる場合もあります。利用人数・期間・金額・予約方法は事業者によって異なりますので、各事業者にお問い合わせください。

## 【利用条件・利用方法について】

### （Q.17）身分証明書はどのようなものが利用できますか？

（A）公的な機関で発行されており、本人確認及び居住地の確認ができるものです。

身分証明書の例：運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、学生証、生活保護受給者証、住民票、年金手帳、等

※顔写真付きでなくても構いません。学生証等は、手書きの住所で構いません。

※15歳以下の方は、保護者が同伴の場合、公的書類による居住地確認は不要です。

※予約時に登録した名前と公的書類の名前が違うときは、同一であることが確認できる身分証明書を提示できれば利用可能です。

### （Q.18）身分証明書はコピーでもいいですか？

（A）原本のみの提示に限り、補助の対象となります。コピーの提示の場合は、補助の対象外となりますので、ご注意ください。

### （Q.19）身分証明書を当日忘れたので、後日提示でもいいですか？

（A）身分証明書の提示は当日のみです。後日での提示は認められませんので、ご注意ください。

### （Q.20）本人確認・居住地の確認について公的書類（運転免許証、健康保険証等）記載の住所が現住所でない場合、どのようにすればよいでしょうか？

（A）確認については、公的書類の原本（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等の住所が確認できる書類）で行うこととしています。

現住所の記載がない場合、または記載されている住所と現住所が異なる場合は、本人確認書類とは別途次の補助書類等もご用意ください。

#### <居住地確認 補助書類>

直近（3か月）の公共料金（電気・ガス・水道・固定電話等）の請求書・領収書等（現住所及び氏名が記載されたもの）

以上の書類で確認できれば、「秋冬キャンペーン」を利用できることとします。

**(Q.21) 在日米軍関係者の身分証明書は、何を提示すればいいですか？**

(A) 在日米軍関係者の場合は、以下の身分証明書が提示できれば、「秋冬キャンペーン」を利用できることとします。

(原本のみ)

【在日米軍（軍人）の場合⇒以下2点の提示】

①アメリカ政府発行のパスポートまたは軍発行の身分証明書（ミリタリーID）

②軍発行の旅行命令書（トラベルオーダー）

※同命令書に記載のある旅行初日から3か月以上経過しているもの

【在日米軍（軍属と軍人の家族）⇒以下2点の提示】

①アメリカ政府発行のパスポート

②軍発行の旅行命令書（トラベルオーダー）

※同命令書に記載のある旅行初日から3か月以上経過しているもの

**(Q.22) 予約方法はどのようにすればよいでしょうか？**

(A) 事業者（旅行会社・OTA）により予約方法は異なります。各事業者に直接お問い合わせください。

**(Q.23) 事務局で予約はできますか？各事業者の空き状況を教えてください。**

(A) 事務局では予約・空き状況の確認はできません。各事業者に直接お問い合わせください。

## 【補助金について】

### （Q.24）補助金額を教えてください。

（A）「秋冬キャンペーン」は、販売補助金（割引）と「HOKKAIDO 地域限定クーポン」の補助とのセットとなります。片方だけの補助はできません。

・販売補助金は旅行代金総額の 20%です。

ただし、上限額があります。

①の旅行商品の場合は 3,000 円

②の旅行商品のうち、宿泊旅行商品は 5,000 円、日帰り旅行商品は 3,000 円 となります。

・HOKKAIDO 地域限定クーポンは平日 2,000 円/人泊 休日 1,000 円/人泊 となります。

ただし、旅行代金総額が最低旅行代金を下回る場合は、補助の対象外となります。

### （Q.25）最低旅行代金とは何ですか？

（A）最低旅行代金とは、補助の対象となる旅行代金総額の下限額のことです。

旅行代金総額が最低旅行代金を下回る場合は、その旅行は補助の対象外となります。

平日 3,000 円/人泊 休日 2,000 円/人泊を旅行日数分足して、参加人数をかけた料金が最低旅行代金となります。

●例：11/1（水）～2泊 おとな 2名 1泊の場合：2泊とも平日なので、3,000 円×2泊×2名となり、最低旅行代金は、12,000 円となります。この料金を旅行代金総額が下回る場合は、その旅行は補助対象外となります。

### （Q.26）休日と平日の考え方について教えてください。

（A）宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合にはその宿泊は「休日」、それ以外が「平日」となります。

日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」、それ以外が「平日」となります。

詳しくは、HP に掲載のカレンダーをご確認ください。

### （Q.27）一人当たりの販売補助金は税込みの価格ですか？

（A）消費税・サービス料込みの価格です。（入湯税・宿泊税は旅行代金に含まれる場合は対象となります。）

### （Q.28）添い寝の子供は支援対象になりますか？

（A）無料となる子供は、事業者側で 1 人として計算できれば対象となる場合があります。

対応可否については、事業者により異なりますので、各事業者にお問い合わせください。



**(Q.29) 販売補助金の計算方法がわかりません。どのように計算するのか教えてください。**

(A) 計算方法は以下の通りです。

- ① 旅行代金総額を出し、その金額より 20% を乗じます。
- ② 1 人 1 泊あたりの販売補助金の上限額を、泊数と人数で乗じます。  
日帰りの場合は参加人数のみを乗じます。
- ③ ①と②を比べて金額の低い方が販売補助金となります。  
※ 旅行代金総額が最低旅行代金を下回る場合は、対象外となります。  
※ 販売補助金は基本的に 1 円未満の切り捨てとなります。  
(旅行事業者により、10 円未満、100 円未満等切り捨ての場合もあります)

**【補助金・クーポン金額の算出例】**

※ 一例ですので、実際の補助金の計算に関しては、各事業者にお問い合わせください。

**例 1) 1 泊 2 日 平日泊 宿泊単品旅行 4 人 (大人 2 人+幼児 2 人)**

《旅行代金総額》 大人@20,000 円×2 人+幼児@0 円×2 人=40,000 円

《最低旅行代金》 平日 3,000 円×1 泊×4 人=12,000 円

⇒旅行代金総額が最低旅行代金を上回っているため、補助金適用となります。

① 20% 計算 旅行代金総額 40,000 円×20%=8,000 円

② 上限額 3,000 円×1 泊×4 人=12,000 円

※ HOKKAIDO 地域限定クーポン 平日 2,000 円×1 泊×4 人=8,000 円

③ ①②より、20% 計算の 8,000 円が上限額の 12,000 円を下回っているため、  
8,000 円を補助金として適用します。

※ 無賃幼児を人数に入れない場合は、最低旅行代金が 3,000 円×1 泊×2 人=6,000 円となり、  
上限額が 3,000 円×2 名=6,000 円となります。

この場合、20% 計算の 8,000 円より上限額の 6,000 円が下回っているため、

6,000 円を補助金として適用します。

**例 2) 1 泊 2 日 平日泊 宿泊単品旅行 2 人 (大人 2 人)**

《旅行代金総額》 大人@2,000 円×2 人=4,000 円

《最低旅行代金》 平日 3,000 円×1 泊×2 人=6,000 円

⇒旅行代金総額が最低旅行代金を下回っているため、補助金適用対象外となります。

### 例3) 2泊3日 金・土泊 宿泊単品旅行 4人 (大人2人+子供1人+幼児1人)

《旅行代金総額》 (大人@9,000円×2人+子供@6,800円×1人+幼児@0円×1人) ×2泊  
=49,600円

《最低旅行代金》 (平日(金)3,000円+休日(土)2,000円) ×4人=20,000円

⇒旅行代金総額が最低旅行代金を上回っているため、補助金適用となります。

①20%計算 旅行代金総額49,600円×20%=9,920円

②上限額 3,000円×2泊×4人=24,000円

※HOKKAIDO 地域限定クーポン (平日2,000円+休日1,000円) ×4人=12,000円

③①②より、20%計算の9,920円が上限額の24,000円を下回っているため、  
9,920円を補助金として適用します。

※無賃幼児を人数に入れない場合は、最低旅行代金が(3,000円+2,000円) ×3人=15,000円となり、  
上限額が3,000円×2泊×3人=18,000円となります。

この場合、20%計算の9,920円より上限額の18,000円を上回っているため、

そのまま9,920円を補助金として適用します。

### (Q.30) 市町村等の割引事業とは併用可能ですか？

(A) 当該市町村等が「秋冬キャンペーン」との併用を可能としている場合で、市町村等の割引適用後に、秋冬HOKKAIDO旅行割キャンペーンの販売補助金を適用する場合は併用可能です。ただし、事業者により併用を可能としていない場合もありますので、必ず予約・利用前に事業者にご確認ください。

※ただし、市町村等の割引後の金額が、最低旅行代金を下回る場合は、補助の対象外となりますので、ご注意ください。

### (Q.31) 市町村や商店街が発行する対価を伴う商品券・ギフト券等とは併用可能ですか？

(A) 個人が対価を払って所有する商品券、ポイント類、旅行券、ギフト券等は、当事業による割引適用後の旅行者支払額に対して、現金同様の支払手段として利用可能です。

例) 対価を払って所有する例…お金を払って購入するプレミアム商品券

### (Q.32) ○○共済や○○互助会は利用できますか？

(A) 「秋冬キャンペーン」としては利用可能です。

公的な資金が入っている場合は、共済や互助会等の制度を適用した後の金額に対して「秋冬キャンペーン」を適用してください。

公的資金が入っていない場合の適用可否・利用手順については、各共済や各互助会にご確認ください。

また、予約・利用前に事業者にご利用可否をご確認ください。

## 【対象の旅行、キャンセルについて】

### （Q.33）国や道、地方自治体から交付金等を受けて実施する旅行は対象ですか？

（A）市町村からの交付金を受けて実施する旅行は対象となりますが、道からの支援金を受けて実施する旅行は対象外です。

### （Q.34）職場の研修旅行や親睦会の旅行などは対象ですか？

（A）（Q.2）の対象旅行商品であれば対象となります。

### （Q.35）出張での旅行などは対象ですか？

（A）（Q.2）の対象旅行商品であれば、ビジネス目的での利用も対象となります。

### （Q.36）公費での出張は対象となりますか。

（A）公立学校の教員の出張、行政の出張等の公費による出張は対象外となります。

### （Q.37）国や道、市町村などから交付金等を受けて実施する自治会、老人クラブの旅行、遠征支援を受けている部活動の旅行は対象ですか？

（A）市町村からの交付金を受けて実施する旅行は対象となりますが、道からの支援金を受けて実施する旅行は対象外です。

### （Q.38）特定大会への参加は対象となりますか。

（A）次に定める特定大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出張およびその補佐を目的とした旅行は「旅行全体」が本事業の対象外です。

予選大会、ブロック大会等は補助の対象となります。

※参加者の応援をするために本事業を利用することは制限しません。

（本事業対象外の特定大会）

- ・国民体育大会
- ・全国障害者スポーツ大会
- ・全国高等学校総合体育大会（インターハイ）
- ・全国中学校体育大会（全中）
- ・全国健康福祉祭（ねんりんピック）
- ・全国植樹祭
- ・全国育樹祭
- ・全国豊かな海づくり大会（豊漁祭）
- ・全国高等学校学校総合文化祭（高校総文祭）

**(Q.39) 「秋冬キャンペーン」が停止となった場合のキャンセル料はどうなりますか？**

(A) 次に該当する場合のキャンセル料は商品の購入者には求めません。

◆国の定める条件

- ア 道や他都府県が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象となった場合  
→措置区域を目的地とする利用、及び措置区域内の居住者による利用の停止
- イ 道や他都府県の感染状況が相当程度悪化しているとして、国が停止を判断した場合  
→停止地域を目的地とする利用、及び停止地域内の居住者による利用の停止
- ウ 感染状況等を考慮し、道や他都府県の知事が停止を判断した場合  
→停止地域を目的地とする利用の停止

◆道民及び他県民の利用が停止となるもの

- ア 道が緊急事態宣言措置の対象となった場合
- イ 道がまん延防止等重点措置の対象となった場合→措置区域を含む「圏域」を目的地とする利用の停止、及び当該圏域内の道民による利用の停止
- ウ その他、知事が停止を判断した場合

圏域区分 該当エリア

札幌市 札幌市内

道央1 石狩管内（札幌市を除く）、空知管内

道央2 後志管内、胆振管内、日高管内

道南 渡島管内、檜山管内

道北 上川管内、留萌管内、宗谷管内

道東 オホーツク管内、十勝管内、釧路管内、根室管内

**(Q.40) 旅行者都合によるキャンセル料は、「秋冬キャンペーン」で補填されないのですか？**

(A) 旅行者都合によるキャンセル料の取り扱いは各施設・各社の約款等による取り扱いとなります。  
各事業者に直接お問い合わせください。

**(Q.41) 同じ日程でいくつもの旅行商品を利用してもよいですか？**

(A) 旅行に実際に参加していない場合は補助の対象外となりますので、ご注意ください。

**(Q.42) その他留意事項は？**

(A) 状況によっては事業を中止または停止する場合があります。

## ■ 改訂履歴 ■

改版	発行日	改訂履歴
Ver1	2023年9月29日	Q&A 発行